

別紙(1)

観光券及び共通入場券取扱に関する取決書

京都大学瀬戸臨海実験所振興会(以下甲と称する)と株式会社番所山植物園(以下乙と称する)との間に下記が取決めが成立した。

これを承認する証として甲及び乙は各々が署名捺印した本取決書を各一部宛前持することとする。

記

- 1.甲及び乙が明光バス株式会社との間で結んだ協定にもとずき発行された観光券(水族館・動植物園共通入場券を含む)を甲は水族館入口にて切取り共通入場券を受けとる。
- 2.甲は観光券のうち水族館入場料に対し、乙は観光券のうち動植物園入場料に対し、それぞれ7パーセントを手数料として明光バス株式会社に支拂う。
- 3.前二項に記した入場料は明光バス株式会社より支払われた当日、甲乙両者の間で精算する。
- 4.甲は明光観光券と利用しなり水族館・植物園の入場希望者に対して、水族館・植物園共通入場券(大人40円、小人20円)を発売する。但し同券の調製は乙の負担とする。
- 5.共通入場券のうち植物園入場料は毎日の精算時に甲より乙に手交する。
- 6.乙は甲1項に記した甲の乙に対してなされたサービスに対して乙に支払われた入場料総額の3パーセントを手数料として甲に支払う。
- 7.乙は甲4項に記したサービスに対し植物園入場料総額の6パーセントを手数料として甲に支払う。
- 8.乙は甲に於て取扱った交通公社発行の周遊券の回収総金額の乙の分の

- 2パーセントを手数料として甲に支払う。
9. 博物館前広場の美化保持改善は甲乙の共同責任とし、それに要する費用は相互折半とする。
10. この取決めの有効期間は1ケ年とし、期限の1ケ月以前までにこの取決めに對し異議なきときは期限を更に1ケ年延長することができる。
11. 爾今、甲乙両者は本取決めの精神に則りお互の立場を尊重した上、善意と誠意を以て社会教育振興及び観光面^のに對し協力して寄与することと誓約する。

附則

1. 本取決書は昭和34年4月1日を以て発効する。
2. 爾今、昭和29年5月16日締結の「観光券取扱に關する取決書」は廃棄する。

昭和34年6月7日

甲 京都大学理学部附屬瀬戸臨海実験所振興会

会 長 宮 地 伝 三 郎 [印]

乙 株式会社番所山植物園

代表取締役 榎 本 林 作 [印]